

多摩市職員の給与と人事などの状況をお知らせします

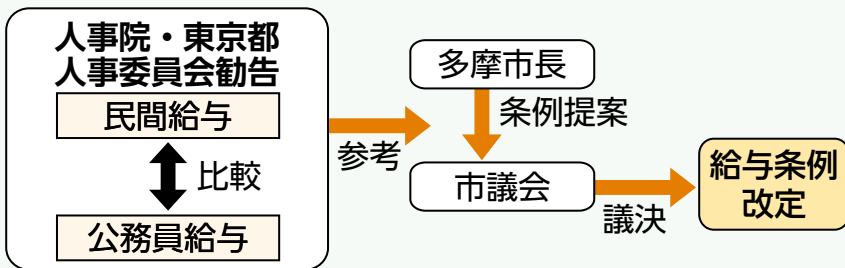
☎1005516 人事課 ☎(338)6854 ・ 📠(371)2008

市民の皆さんに信頼される行政運営のため、「多摩市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、たま広報と公式ホームページで公表しています。

職員の給与

■給与決定の仕組み

地方公務員の給与は、地方公務員法により、生計費、国や他の地方公共団体の職員・民間企業の従業員の給与などを考慮して定めることとなっています。



■初任給

(令和5年4月)

区分		多摩市	東京都	国
一般行政職	大学卒	187,900円	187,900円	189,700円
	高等学校卒	152,200円	152,200円	154,600円

■人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

(1,000円未満は四捨五入)

▼人件費比率

歳出額(A)	人件費(B)	人件費比率(B/A)	(参考)令和3年度の人件費比率
678億2590万5000円	80億7269万7000円	11.9%	11.9%

▼人件費の内訳

職員給	共済組合など負担金	非常勤職員報酬	退職手当組合負担金	その他	人件費計
49億4123万5000円	10億3641万6000円	12億8837万8000円	3億6737万4000円	4億3929万4000円	80億7269万7000円

※その他は議員報酬や特別職給与など

▼職員給の状況

職員数(A)	職員給内訳			職員給計(B)	1人当たり職員給(B/A)
	給料	職員手当(地域手当など)	期末・勤勉手当		
787人	26億8858万6000円	9億9720万5000円	12億5544万4000円	49億4123万5000円	627万9000円

※職員数は、フルタイム再任用職員を含む

■平均給料月額および平均年齢

(令和5年4月)

区分		多摩市	東京都
一般行政職	平均給料月額	296,237円	316,277円
	平均年齢	40.9歳	42.4歳

■特別職の報酬・給料など

(令和5年4月)

区分	報酬などの月額	期末手当(月分)		
		6月期	12月期	計
市長	955,400円	2.025	2.175	4.20
副市長	835,000円			
教育長	793,200円			
健康まちづくり政策監	608,100円			
下水道事業管理者	709,500円			
議長	582,500円	1.975	2.125	4.10
副議長	531,700円			
委員長	501,900円			
議員	497,000円			

■給与 (令和5年4月)

原則として毎月支給されるもの

給与は、基本給としての給料と、扶養手当や通勤手当などの諸手当から成っています。

決まって支給されるもの

給料(基本給)

地域手当

多摩市の1人当たり平均支給月額：49,583円

区分	多摩市	東京都	国
支給率	給料・扶養・管理職手当の16%	地域区分により給料・扶養・管理職手当の20~0%	地域区分により給料・扶養・管理職手当の20~0%

扶養手当

配偶者	6,000円
子	各9,000円
その他親族など	各6,000円
16歳~22歳の子がいる場合の加算	各4,000円

住居手当

▶賃貸住宅に居住する34歳以下の世帯主に月額15,000円支給

通勤手当

▶交通機関利用者は原則6カ月定期券額を支給。自動車などの利用者は通勤距離に応じて原則6カ月分を一括支給(1カ月の支給上限55,000円)

その他

▶管理職手当など

勤務した実績に応じて支給されるもの

特殊勤務手当

▶感染症防疫・行旅病人等取扱・指導の3種類の手当

時間外勤務手当

▶正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給される手当(職員1人当たり平均支給月額68,213円)

その他

▶宿日直手当・休日勤務手当など

一定時期に支給されるもの

例年支給されるもの

— 期末・勤勉手当

▼一般職

(月分)

区分	多摩市			東京都			国		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
6月期	1.200	1.075	2.275	1.200	1.075	2.275	1.200	1.000	2.200
12月期	1.200	1.075	2.275	1.200	1.075	2.275	1.200	1.000	2.200
計	2.40	2.15	4.55	2.40	2.15	4.55	2.400	2.00	4.40

退職時に支給されるもの

— 退職手当

(月分)

区分	多摩市		東京都	
	普通退職	定年などの退職	普通退職	定年などの退職
支給率	勤続20年	23.0	23.0	23.0
	勤続25年	30.5	30.5	30.5
	勤続35年	43.0	43.0	43.0
	最高限度	43.0	43.0	43.0
加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			

※普通退職=自己都合などによる退職
 ※定年などの退職=定年(原則60歳)や勤続などによる退職
 ※令和4年度に退職した職員1人当たりの平均支給額は、普通退職で329万円(平均勤続年数10年)、定年などの退職で2124万円(平均勤続年数37年)

人事評価の状況

多摩市人財育成基本方針で規定する標準職務遂行能力を評価項目とし、職員が発揮した能力の評価と、個々の設定した目標の達成状況を評する業績評価により人事評価を行っています。評価結果は勤勉手当や昇給・人材育成など、人事管理の基礎として活用しています。

7面へ続く